

第2章

租税回避対応、タックスヘイブン対策税制等 国際課税に関する改正の 実務ポイント

【この章のエッセンス】

●配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避措置は、対象法人を買収後にグループ内で再編を行う場合等は制度の対象となる場合がある。改正は、法人が2020年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当等の額については留意が必要である。

●近年の外国税額控除制度の見直しにより、控除対象となる外国法人税が厳格化される傾向にある。改正は、2021年4月1日以後開始事業年度とされているため、控除対象外となる外国法人税がある場合には、現行の制度の見直しも必要である。

配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応措置

特定関係子法人(配当決議日に特定支配関係を有する法人)から受ける配当等の額が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げる措置が創設された(法令119の3、119の4)(以下、「本制度」という)。

本制度の特定関係子法人とは、配当決議日に法人(およびその関連者)が株式または議決権等の50%超を保有する子法人を指す。本制度の対象からは、次の配当等の額は除外されている。

① 内国普通法人である特定関係子

法人の設立の日から特定支配関係発生日までの間において、その発行済株式の総数等の90%以上を内国普通法人等が有する場合の対象配当金額

- ② 対象配当金額が支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合の対象配当金額
- ③ 対象配当金額が2,000万円を超えない場合の対象配当金額
- ④ 特定支配関係発生から10年経過日以後に受ける配当等の額

同一事業年度内配当等の額の合計額がその内国法人が有するその特定支配関係のある法人の株式等の帳簿価額の10%を超えるときは確定申告書に計算の明細を添付する(法規27)とともに、その株式等のその配当等の額に係る基準時における1単位当たりの帳簿価額は、一定の場合を除

き、その基準時の直前における帳簿価額からその配当等の額のうち益金の額に算入されない金額に相当する金額を減算した金額をその株式等の数で除して計算した金額とする。帳簿価額が減算された金額は、利益積立金額から減算する等の調整が行われる。

対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることもできる。

改正は、法人が2020年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当等の額について適用し、その配当等の額に係る基準時が同日前に開始した事業年度の期間内のいずれかの時である場合には、同日以後最初に開始する事業年度開始の時をその配当等の額に係る基準時とみなされる(改正法令附則5)(図表10)。

外国子会社合算税制 (タックスヘイブン対策 税制)

外国子会社合算税制における、部分対象外国関係会社に係る部分合算